

国官総第93号
令和5年9月13日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

令和5年秋季全国火災予防運動に対する協力について

標記について、別添のとおり消防庁次長より協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関に対し周知願います。





国土交通省
大臣官房長 殿

消防予第471号
令和5年9月7日

消防庁次長
(公印省略)

令和5年秋季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「秋季全国火災予防運動」について、本年度は令和5年11月9日から15日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。

※ 別紙につきましては下記URLからもご確認（PDF版）いただけます。

【令和5年秋季全国火災予防運動の実施について（長官通知）】

消防庁HP <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

＜連絡先＞

消防庁予防課予防係

担当: 泉、村松

電話: 03-5253-7523

消防予第 470 号
令和 5 年 9 月 7 日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和 5 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和 5 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 5 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

令和5年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2023年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和5年11月9日（木）から11月15日（水）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

5 重点目標の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

（※下線は今季新たに追加した項目）

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した効果的な広報の推進
- キ 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
 - エ 消防用設備等の維持管理の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - イ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - ウ 照明器具の取扱いに係る指導

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
 - イ 女性防火クラブ及び自主防災組織等の整備充実
 - ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施
- (2) 大規模産業施設の安全確保
 - ア 当該施設の実態把握
 - イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む）の把握
 - ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
 - エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

7 周知広報活動等の実施

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的であると考えられる。なお、住宅防火対策の推進に当たっては、別紙「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を活用されたい。

- (1) 消防庁の実施事項

- ア 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- イ 各種メディアや広報媒体を通じた広報
- (2) 都道府県が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
 - イ 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報
- (3) 市町村が実施した場合に火災予防思想の普及に効果的と考えられる事項
 - ア 関係部局・関係団体への協力依頼
 - イ 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報
 - ウ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等の各団体や福祉関係団体等との連携
 - エ 各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の実施

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

